# 8 法や条例の枠組みを活用した流域対策の加速

## 特定都市河川浸水被害対策法

激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」をより一層推進するため、「特定都市河川浸水被害対策法」の法的枠組みを活用していく考えです。

**令和6年3月に本県で初めて中川・綾瀬川流域が特定都市河川流域に指定されました。続いて、県内2例目として令和8年3月に笹目川流域を指定しました。**指定後は、浸水被害の防止・軽減を図る対策を流域一体で計画的に進めるため、河川管理者、下水道管理者、流域自治体の長などの関係機関からなる流域水害対策協議会を開催し、「流域水害対策計画」を策定します。(中川・綾瀬川流域は令和7年3月に計画を策定、笹目川流域は令和9年3月に策定予定)

流域水害対策計画の策定により、国予算の重点措置による河川事業等の加速化を図ります。また、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**(雨水浸透阻害行為の許可(法第30条))、雨水の流出を抑制するための規制、**水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり**等、流域一体となった浸水被害防止のための対策を強力に推進していきます。




【中川・綾瀬川流域】
◆流域都県・市区町：1都2県28市区町
茨城県
(五霞町)
埼玉県
(さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本氏、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町)
東京都
(足立区、葛飾区、江戸川区)

【笹目川流域】
◆流域県・市：1県2市
埼玉県
(さいたま市、戸田市)

### 中川・綾瀬川流域




＜中川・綾瀬川流域凡例＞
- ：特定都市河川（国管理）
- ：特定都市河川（都県管理）
- ：特定都市河川流域
- ：行政界

### 笹目川流域




＜笹目川流域凡例＞
- ：特定都市河川（県管理）
- ：特定都市河川流域
- ：行政界

## 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

平成18年10月1日から「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」が施行され1ヘクタール以上の開発行為等を行う場合には、雨水流出抑制施設等の設置を義務付けました。

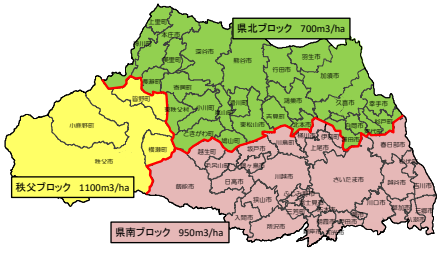
### 条例の主な内容

① 1ヘクタール以上の開発行為等を行う場合には、雨水流出抑制施設の設置が必要。
② 開発行為等の内、湛水想定区域に盛土をする場合には、雨水流出抑制施設の設置が必要。
③ 雨水流出抑制施設の完成後は、その機能の維持に努める。

**雨水流出抑制施設の必要対策量** ＝ **開発行為等に伴う雨水流出量増加分** ＋ **湛水想定区域内での盛土分**

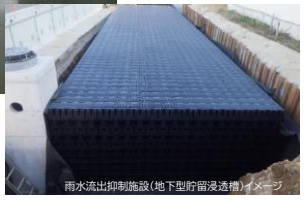
**地域別調整容量**

県土を3ブロックに分割し、それぞれ1ha当たり必要となる対策量を定めています。





雨水流出抑制施設(調整池)イメージ


雨水流出抑制施設(地下型貯留浸透槽)イメージ

## 雨水浸透阻害行為の許可(法第30条)

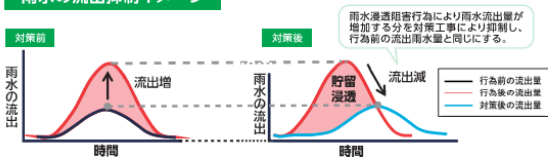
**雨水流出の増加を抑制**

1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、雨水貯留浸透施設の設置を義務付けています。

### 雨水浸透阻害行為の例




### 雨水の流出抑制イメージ




国土交通省 水管理・国土保全局(令和6年6月)特定都市河川(みんなで取組む流域治水)パンフレットより抜粋